

公益社団法人仁濤会定款

制 定 令和7年2月13日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人仁濤会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪公立大学医学部医学科と連携を保ち、学術及び科学技術の振興に関する事業を行い、我が国医学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学に関する教育、調査、研究の奨励助成
- (2) 医学部医学科学生に対する修学の奨励及び育英
- (3) 医学に関する学術交流に対する助成
- (4) 医学及び医術に関連する講演会、研究会等の開催
- (5) 機関紙及びその他出版物の刊行
- (6) 内外の関連諸団体との相互交流
- (7) 医学発展に帰する史料収集、展示等の諸行事に対する助成
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した次に掲げる事項の一に該当する個人。

- ① 大阪公立大学医学部医学科（前身学校を含む。以下同じ。）の卒業生。
- ② 大阪公立大学医学部医学科の教職員であった者又は現に教職員である者。
- ③ 大阪公立大学医学部医学科において研究に従事したことがある者又は現に研究に従事している者。
- ④ その他大阪公立大学で医学に関する研究に従事したことがある者又は現に従事し

ている者。

(2) 准会員 この法人の事業に賛同して入会した大阪公立大学医学部医学科の学生。

(3) 名誉会員 正会員の中から、この法人に功労顕著として総会において推薦された者。

2 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、前項第1号に該当する正会員の中から各卒業年別に1から2名選出された代議員及び前項第2号から第4号に該当する正会員の中から1から2名選出された代議員をもって社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の時から2年後に実施される代議員選挙の終了までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）について議決権を有しないこととする。）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときその旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次の掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び准会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、総会において別に定める額を支払わなければならない。

2 社員以外の正会員及び准会員についても、総会において別に定める額を支払わなければならない。ただし、名誉会員は、会費を支払うことを要しない。

3 前2項の会費についてはその2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その当該会員に対し、総会から1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員の同意があったとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する（会員

としての) 権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 会費の額
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業全部の廃止
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が、会長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が代わりに総会を招集する。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に

臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、総会に出席しない社員は、書面による議決権行使、若しくは委任状による代理行使ができる旨を記載した書面をもって、開催の2週間前までに通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録により議決すること、または他の社員を代理人として議決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(総会の規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以上5名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担して執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告する。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令

若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の権限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第41条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長経験者の中から総会で推薦された者。
- 3 顧問は、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問は、理事会に出席し、会長の諮問に応え意見を述べることができる。

ただし、議決権は有しない。

- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5号の規定により監事からの招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、副会長のうちから、理事会で選任する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したとき、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（会計原則）

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から、1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以

下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営の細則は、理事会において定める。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は有給とする。
- 4 事務長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 5 事務長欠員の場合は、理事会の承認を得た理事がその職務を代行する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿(及び会員の異動に関する書類)
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
- (5) 役員の報酬等の規則
- (6) 財産目録
- (7) 計算書類等
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるもののほか、第54条第2項に定める情報公開規則によるものとする。

- 3 各書類の保存期間等、文書管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会により別に定める。

附 則

- 1 本定款は、当法人が公益法人に該当することとなった日から、効力を生ずる。
- 2 当法人が事業年度の途中において公益法人に該当することとなった場合には、その事業年度開始の日から公益法人に該当することとなった日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする。